

とうロボの交通費及び運搬費補助について

2016/6/1

とうロボは東海圏の大学が主催する学生主導の大会であり，参加校の所在地が広範囲に渡るため大会開催場所から遠い大学に交通費の負担が集中する．そこで，特定の大学の金銭的負担の軽減を目的とし，ここに交通費及び運搬費補助の原則を述べる．

1 大会当日に関する交通費補助について

- 1.1 各チームの所属大学から大会開催地までの交通費の全額または一部を支給する．
- 1.2 交通費は原則として，とうロボ運営委員会が指定する大会開催地までの電車賃，バスの乗車賃のみを対象とする．このとき特別料金は考慮しない．
- 1.3 交通費の支払いの対象となるのは，各チームの出場選手であり，3名を上限とする．
- 1.4 交通費申請書を用いて各大学に支給する交通費を決定する．その内容は大会開催日までに各大学へ公表する．

2 大会当日に関するロボット運搬費補助について

- 2.1 各チームの所属大学から大会開催地までのロボット運搬費の全額または一部を支給する．
- 2.2 ロボット運搬費は原則として，とうロボ運営委員会が指定する大会開催地までのレンタカー代・ガソリン代，もしくは，業者を利用した場合の運搬費のみを対象とする．
- 2.3 ロボット運搬費補助は，各チームの移動手段とは別にロボット運搬専用の車を使用する場合及び、業者を利用したロボットの運搬が認められた場合にのみ受け取ることができる．
- 2.4 交通費申請書を用いて各大学に支給するロボット運搬費を決定する．その内容は大会開催日までに各大学へ公表する．

3 ガソリン代について

- 3.1 ガソリン代は以下の手順を用いてとうロボ運営委員会が決定する．
 - 3.1.1 NAVITIME(<http://www.navitime.co.jp/>)の車ルート検索において出発地および目的地の大学名を入力し検索する．
 - 3.1.2 検索結果から一般道優先における総距離に 2 を掛けて，小数点以下を四捨五入する．
 - 3.1.3 その値に 15 円/km を掛けた金額をガソリン代とする．

- 4 業者を利用したロボット運搬について
 - 4.1 業者を利用したロボットの運搬費は、開催大学から業者による運搬を許可された場合のみ支払われる。
 - 4.2 業者を利用したロボットの運搬費の上限は 2 万円とする。

- 5 交通費・ロボット運搬費の補助金額の決定について
 - 5.1 交通費・ロボット運搬費の補助金額は交通費申請書を用いて決定する。
 - 5.2 交通費申請書により申請された金額の合計が交通費補助予算を下回っていた場合、申請された金額の全額を支給する。
 - 5.3 交通費申請書により申請された金額の合計が交通費補助予算を上回っていた場合、以下の計算式を用いて補助金額を決定する。ただし、小数点以下切り捨てとする。
$$\text{大学への補助金額} = \text{大学が申請した金額} \times \frac{\text{交通費補助予算}}{\text{すべての大学が申請した金額の合計}}$$

- 6 交通費・ロボット運搬費支給について
 - 6.1 電車賃およびレンタカー代の領収書,業者を利用してロボットを運搬した際の領収書が揃っていない場合、交通費は支払われない。ただし、電車およびレンタカー、業者を利用したロボット運搬を利用しない場合は領収書を必要としない。
 - 6.2 切符による証明は認めない。駅の窓口にて切符を購入し領収書を発行すること。
 - 6.3 提出された領収書の合計金額が事前に決定された金額を上回っている場合、交通費は決定された金額までしか支払われない。
 - 6.4 提出された領収書の合計金額が事前に決定された金額を下回っている場合、交通費はその合計金額までしか支払われない。
 - 6.5 領収書の裏面に大学名を記入すること。
 - 6.6 領収書は原則大会当日の受付で提出する。やむを得ず大会当日に提出できない場合は、後日すみやかに会計担当大学へ提出する。
 - 6.7 交通費は受付書類を確認後、後日銀行口座を通して支払われる。
 - 6.8 提出された書類に不正があった場合、補助金は支払われない。
 - 6.9 交通費補助に関する例外は、運営大学の部長における過半数の賛成をもって認められる。